

○国土交通省告示第三百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和四年三月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道2号改築工事（岩国・大竹道路）（広島県大竹市小方二丁目地内から同市元町四丁目地内まで）

2 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

一般国道2号改築工事（（広島岩国道路及び岩国・大竹道路）大竹西ジャンクション（仮称））

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

(1) 収用の部分 広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、御園台、小方町小方字卸場、字大願寺山、字御園、字苦ノ坂東山及び字一ノ坪、大竹町大竹字周防見坂、字砥山及び字経塚山並びに元町四丁目地内

(2) 使用の部分 広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、小方町小方字卸場、字大願寺山、字苦ノ坂東山、字御園及び字一ノ坪、大竹町油見字丸小山、字中市及び字平原山、大竹町大竹字平原、字迫山、字下梅ヶ滝、字周防見坂、字砥山及び字経塚山並びに元町四丁目地内

2 第2の2に係る事業

(1) 収用の部分 広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、御園台、小方ヶ丘、小方町小方字卸場、字大願寺山、字御園及び字苦ノ坂東山並びに小方町黒川字下河内地内

(2) 使用の部分 広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、小方ヶ丘並びに小方町小方字卸場及び字大願寺山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

「一般国道2号改築工事（岩国・大竹道路）」（以下「本件岩国・大竹道路事業」という。）は、広島県大竹市港町一丁目地内から山口県岩国市室の木町五丁目地内までの延長9.4kmの区間（以下「本件岩国・大竹道路事業区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件岩国・大竹道路事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件岩国・大竹道路事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

「一般国道2号改築工事（（広島岩国道路及び岩国・大竹道路）大竹西ジャンクション（仮称）」（以下「本件大竹西ジャンクション事業」という。）は、大竹市小方町黒川字下河内地内から同市御園二丁目地内までの延長1.0kmの区間（以下「本件大竹西ジャンクション事業区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事である。

本件大竹西ジャンクション事業は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件岩国・大竹道路事業及び本件大竹西ジャンクション事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

本件岩国・大竹道路事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件岩国・大竹道路事業を開始していることなどの理由から、本件岩国・大竹道路事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

本件大竹西ジャンクション事業は、国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、一般国道の改築については、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものであること、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の改築については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に

規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、本件大竹西ジャンクション事業について、令和2年3月27日付けで機構と本件大竹西ジャンクション事業区間の改築に関する協定を締結し、同月31日付けで国土交通大臣から許可を受けていること、起業者である国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社は、既に本件大竹西ジャンクション事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件大竹西ジャンクション事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号（以下「本路線」という。）は、大阪府大阪市を起点とし、福岡県北九州市に至る延長約671kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する広島県大竹市、山口県玖珂郡和木町及び岩国市（以下「本件地域」という。）は、臨海部に石油化学、紙・パルプ、繊維製造等の工場が集積する岩国・大竹コンビナートが形成されているほか、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾に指定されている岩国港を擁しているなど、工業が盛んな地域であることから、本路線は物流等の輸送路として重要な役割を担っている。

また、一般国道2号（広島岩国道路）（以下「広島岩国道路」という。）は、広島県廿日市市を起点とし、大竹市に至る延長16.2kmの自動車専用道路であり、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一体となって、広島県西部と山口県東部とを結ぶ高速交通体系の形成を図ることを目的とした道路である。

しかしながら、本件岩国・大竹道路事業区間及び本件大竹西ジャンクション事業区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に広く利用されているとともに、岩国・大竹コンビナートや岩国港を擁していること、大竹市等の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通、本件地域を発着点とする交通及び地域住民による地域内交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、一般国道186号～一般国道2号間で22,777台／日、玖珂郡和木町和木地内で28,203台／日、岩国市室の木地内で22,012台／日であり、混雑度はそれぞれ2.51、2.34、1.39となっている。

本件事業の完成により、本件岩国・大竹道路事業区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、本件岩国・大竹道路事業と広島岩国道路とが連結することで、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線と一体となって広島県西部と山口県東部を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件岩国・大竹道路事業のうち、大竹市港町一丁目地内から岩国市室の木町三丁目地内までの延長8.4kmの区間及び本件大竹西ジャンクション事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である広島県知事及び山口県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、それぞれ平成12年7月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、それらの結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和3年4月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施したところ、振動等については法令により定められた限度等を満足するとされており、騒音等については環境基準等をを超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、本件岩国・大竹道路事業のうち、岩国市室の木町三丁目地内から同市室の木町五丁目地内までの延長1.0kmの区間は、同法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年4月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音等については環境基準等をを超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物である岩国のシロヘビ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、シジミガムシ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、ミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類

として掲載されているアカウキクサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメウラジロ、イヌカタヒバ等、準絶滅危惧として掲載されているオオミズゴケ、カビゴケ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、オオミズゴケ、カビゴケ等については、生育環境が改変されることから、移植を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2か所存在するが、このうち1か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても広島県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路及び第3種第2級の規格に基づく4車線の一般国道を建設するとともに、本件岩国・大竹道路事業と供用済みの広島岩国道路を連結するためのジャンクションを建設する事業であり、これらの事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、広島県内については、平成12年8月31日に都市計画決定された都市計画と、山口県内については、平成12年9月1日に都市計画決定された都市計画と、それぞれのり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があ

ることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる岩国大竹道路建設促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県大竹市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

1 第2の1に係る事業

広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目並びに小方町小方字卸場及び字大願寺山地内

2 第2の2に係る事業

広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、小方ヶ丘、小方町小方字卸場及び字大願寺山並びに小方町黒川字下河内地内